令和4·5年期 第2回神奈川県青少年問題協議会 議事録

日時 令和5年2月9日(木) 10 時 00 分~11 時 00 分 開催方法 Zoomによる会議

〇青少年課長

本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からオンラインによる会議開催とさせていただきました。会議途中で不具合など生じた場合は、お声がけいただきたいと存じます。

本日の出欠についてご報告いたします。

本日は、松田委員と福山委員がご都合がつかずご欠席です。

協議会委員 11 名中 9 名が御出席で、本協議会の定足数を満たしております。

開会に先立ちまして、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部長からご挨拶申し上げます。

〇子どもみらい部長(あいさつ)

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

子ども施策については、この4月に子ども家庭庁が発足することもあり、最近では「次元の異なる少子化対策」という話題で、国・地方を問わず様々な議論が行われています。

本県でも、昨日発表した令和4年度の補正予算案において、80億円の「子ども子育て基金」 を造成し、子育て施策に有効に活用していく準備を整えたところです。

また、県では、令和4年10月21日に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~」を公布しました。子ども・若者施策についても、当事者目線に立った施策を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

これまでの会議では、指針改定の考え方や部会で取りまとめた内容についてご審議いただき、これを指針改定素案へ反映してまいりました。また、部会委員の皆様には、10月~11月に実施した県民意見照会(パブリックコメント)の結果及び改定素案への反映について、1月に部会を書面開催し、ご確認をいただいたところです。

本日は、前回までの企画調整部会での御議論を踏まえ、最終的な指針改定案を作成しましたので、この改定指針について御審議いただきますとともに、今後の部会での新たな協議テーマを設定しましたので、ご説明させていただきます。それでは、御審議について、よろしくお願い申し上げます。

〇青少年課長

ご発言の時以外は、マイクをミュートにお願いします。

発言する時は、挙手するなどしていただきたいと思います。

それでは、これから会議の進行については、牧野会長にお願いしたいと思いますのでどうぞよ

ろしくお願いいたします。

○牧野会長

皆さんおはようございます。ただいまから、第2回神奈川県青少年問題協議会を開会いたしま す。よろしくお願いします。

議題 1「かながわ子ども・若者支援指針の改定」について、ご議論いただきたいと思います。 今期の青少年問題協議会は、令和2・3年期に引き続き、かながわ青少年育成・支援指針の改 定を審議事項として、これまで前期から合わせて9回にわたって、企画調整部会で議論を進めて 参りました。本日は指針改定案について事務局からご報告いただいた上で、皆さんでご議論いた だければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局からご説明お願いいたします。

○企画グループリーダー

(資料1~4に基づき説明)

〇牧野会長

ありがとうございました。これまでの議論やパブリックコメント等を経て、最終的に今日上がってきた改定案についての修正箇所等のご説明いただきました。特に県民の方々の方からは、この名称について、育成を取るのはどうかという意見があり、理由として三つの視点を挙げて詳しくご説明をしたということがあるかと思います。また、意見の多かった、施策の基本目標IIにたくさんご意見があり、特に改定案の例えば36ページの情報社会に関するところで、大きく書き換えがあるということ等も赤字で書かれています。そういうことも含めまして、皆さんの方からご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

最初に、この議論を進めていただきました、企画調整部会の部会長である長谷川委員から、何か一言いただけますでしょうか。

〇長谷川委員

今期今まで3回の企画調整部会を開催して参りました。牧野会長からも話がありましたが、素 案についてパブリックコメントでご意見が多く寄せられ、名称の変更などにかなり県民の方た ちの関心が高いということが伺えました。

それは私たち、企画調整部会の中でも、結構この育成という言葉を取るかどうかをめぐってはかなり議論を重ねたところです。しかし、子ども・若者を1人の人間として、そして県民主体として見たときには、力関係が明確にならない言い方が大事なんじゃないかというところに落ち着いて、「育成」を取ろうということになったわけです。また今事務局からもご説明がありましたが、三つの視点を加えることによって、誤解を避けるというか、「育成」を否定しているわけではないということ、「育成」という考え方が含まれて、「支援」という言葉を、代表統制を持たせながらこう使っていこう、ということになったこと。これはとても大きな変更点です。

また「青少年」という用語を「子ども・若者」に変えたということで、今回とても画期的なこ

とだったのではないか。社会情勢や、国等の政策動向も考えながら、また4月以降のこども家庭 庁の設立も含めると、とても時宜にかなった変更を、反映することができたと思いました。また 委員の方々から積極的なご意見をいただき本当にありがとうございます。このようにまとめら れたことを心から嬉しく思うとともに、誇りに感じている次第です。以上です。

〇牧野会長

ありがとうございました。今、長谷川委員からもお話がありましたように、今回名称変更も含めて、子どもをめぐる、または大人と子どもの関係をめぐる大きな社会の、今ある種の転換期に来ていると強く感じます。

そういう意味では今回のこちらの子ども・若者支援指針ですが、青少年を「子ども・若者」へと変更することと「育成」を取って「支援」のみとするという形で、新しい名称になったことはとても画期的なことだと思いました。そういう意味で、協議会の名称が、県の方の条例で決まっているのでこの名称ですが、「青少年問題」協議会で良いのかといったことも、今後問われてくるかもしれません。

それでは委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますが、まず初めに、企画調整部会以外の委員 の方々からのご意見いただきたいと思います。

小川委員いかがでしょうか。何かありましたらご発言お願いいたします。

〇小川委員

全部読ませていただきまして、今、課題になったところをご説明いただきましたが、私も名称のところでは最初引っかかりましたが、こういう形でわかりやすくご説明いただいていること、それから内容についても十分、かなり充実していただき感謝しておりますが、3点ほどお伺いします。

巻末及び7ページの指針の対象については、わかりやすく、年齢も具体的に、グレーゾーンは グレーゾーンとして、このように書いていただいき、皆によくわかるようになったと感謝してい ますが、少年法が巻末にも出ていて、20歳なのか18歳なのかという、14歳というのもあります が、18歳から成人となり、この「20歳未満」というのが、私はちょっと引っかかったのですが、 ここは議論があったところなのでしょうか。巻末に18歳以上とか20歳未満などいろいろ書い てあるので、どのような議論があったのかというのが、お伺いできれば幸いです。

それから、23 ページの施策の方向 3 「子ども・若者の健康と安心安全の確保」のところに、赤字で「大人に対しても」という文章があります。もちろん大人が、すべての子ども・若者の問題の、元凶なのだろうと私は思っているので、ここの書き方だと、どういう意味なのだろうと、ちょっと、感じました。大人が責任を持って、子ども・若者に対応しなくてはいけないのにそれを放棄したりというのは、様々な形で悪用したりしている大人が多いわけなので、そこの書き方は、玉虫色のように感じてしまい、もっと踏み込んでもいいのではないかと感じました。

それから、全体的に、当事者目線・子どもの目線というのは、津久井やまゆり園事件以降の障がい者に対する議論の中でも、当事者目線ということを中心に神奈川県は進んでおりますので、よく理解できます。ですが、子どもの目線であれば、ケアラー・ヤングケアラーなど、その人が

置かれている立場が自分はヤングケアラーなのだとは、思っていないと思います。

周りがそのように決めて、一定水準以上の家事の手伝いなど、兄弟や親の世話、おばあちゃんの世話をしているような、子どもたちがヤングケアラーなのだと、周りが勝手に決めているだけであって、本人はヤングケアラーだとは思っていない。

それを、ここにヤングケアラーという言葉で安直に使われているということ自体が、子どもの 目線ではないのではないか、と感じてしまいました。これは他の議論でもずっと感じてきたこと ですので、この辺はどうなのかと思いました。周りが、そういう定義があるということは十分理 解していますが、子どもたちがそれをどう理解しているのかというのは、いつも常に心配しなが ら、議論に参加しています。そこのところ、お伺いできればありがたいなというふうに思います。

それと、36 ページ以降の情報化社会のところ、これは難しく、相当いろいろな議論をしていただいた上でこういうふうに書いていただいたのだろうと思いますが、情報化社会の中ですべての事件が起きていると言っても過言ではない現代ですので、努力をしていただいたのだなと感謝を申し上げたいと思います。

ご努力本当にありがとうございます。感謝申し上げます。以上です。

〇牧野会長

ありがとうございます。少年法の「少年」が 20 歳未満となっていますが、規定のあり方や、 それから、「大人に対しても、啓発を図る」ということですが、大人の責任といったことをどう 捉えるのかということです。

もう一つはケアラー・ヤングケアラーという言葉がありますが、これは当事者に寄り添っているのか、というご指摘であったかと思います。

これも含めて、例えば今の事務局の方でお答えになることがありましたらお答えいただいて、 あと皆さんの方のご意見をいただければと思います。

まず事務局からいかがでしょうか。

〇青少年課長

いろいろご意見いただきありがとうございます。まず、巻末にある、年齢区分のところです。これは、民法改正されたものです。小川委員がおっしゃるように、それぞれのいろんな規則、法令によって、青少年の定義が異なって参りまして、少年法は、定義としては20歳未満のまま、継続されていますので、このような記載になっておりますが、このあたり少しそのルールによって、青少年とか少年の捉え方が、異なっている部分もありますので、わかりやすく県民に伝えていく努力が必要だと思っております。

次に、23ページの犯罪に対する「大人の責任」というところでございます。

これもやはり子どもや若者が、どのような犯罪に巻き込まれているのかということを、大人自身も、その新しい犯罪の形態に学んでいかなければいけないという意味を込めてここに記載しておりますが、大人がもっと責任を持って対応していくというようなことが、普及できればいいなと思いますので、ここは、文言を修正することも含めて検討させていただきたいと思います。

また、ケアラー・ヤングケアラーのご意見については、まさにそのとおりだと思いますので、

ここもケアラー・ヤングケアラーの説明を、その当事者たる子ども・若者が見て、自分のことを 言われているのだとわかるような工夫を、この指針或いはこれからの施策の中で、取り入れてい きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〇牧野会長

ありがとうございました。部会の皆さんにも、ご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。今の小川委員からのご提起も含めて、何かお考えやご意見がありましたらお願いいたします。

長谷川委員お願いいたします。

〇長谷川委員

今ご指摘があった少年法の観点は、なかなか悩ましいものです。学生たちが社会福祉士の国家 試験を受けるときに、勉強するものですが、いつも年齢が記憶できないと言っています。法律上 少年は20歳未満です。民法の改正で成人が18歳になり、小川委員がおっしゃるとおりですが、 それに伴って、記憶が間違ってなければ、18歳19歳が特定少年という言い方をします。

なおかつ重大な事件を起こした少年については、以前は 16 歳以上を刑事処分ができるものでしたが、それが 14 歳以上に年齢が下がりました。そうなると、少年法・少年犯罪に関わっていくと、どうしても 14 歳 16 歳、18 歳、20 歳という数字が記憶の中で整理が難しい。なおかつ、小川先生のご指摘のとおり、県民がこれを読んだときに、何かあれって思うのではないかと、いうことがあるので、もし巻末のところに加えるとすると、これを入れるかどうかですが、20 歳未満だけれども、18・19 歳が特定少年。刑事処分を対象になるのが 14 歳以上だと入れるかどうかになりますが、でもそれはまた、誤解を招くと思います。

ですから、私としては、この場で、この協議会を構成する構成員が、少年法は20歳未満だということを再確認するということで、対応してはいかがでしょうか。

小川委員、差し出がましい発言で失礼いたしました。

〇牧野会長

ありがとうございます。小川委員いかがでしょうか。

〇小川委員

ありがとうございます。ここはいろいろな議論があったのだろうと思いまして、それを教えていただければありがたかったので、一番上にも学術的見解によって様々でありというコメントもあり、青少年のとらえ方というふうに書いてありますから、ここのところで理解すればいいと思いました。ありがとうございました。よくわかりました。

○牧野会長

ありがとうございます。ほかの皆さんの、特に実践の現場で、この年齢というのは、皆さんも 多分いろいろ困ることや引っかかることがあるかもしれませんが、この指針ではこのような対 応でよろしいでしょうか。年齢の区分については法的にもいろいろありますので、今回の指針ではこのような整理の仕方をするということで、ご理解いただければと思います。ありがとうございます。

他にご意見ありますでしょうか。浅野委員お願いいたします。

〇浅野委員

小川委員のご発言の中で、大人が子どもの問題のすべての元凶と捉えているからということですが、どうしても、子どもの周りにいる大人のことというのは切り離せないというところを、私自身も内容を拝見しながら感じました。ただ19ページには、困難な状況とそうでない状況が地続きであるというような表現や、26ページとか27ページには、その対象であるひきこもりの子ども・若者とその家族の支援となっており、同じように捉えるという表現で、子ども・若者とその家族という表現もあるので、先ほど小川委員がご指摘されていた、「大人に対しても」という表現というのが、少し気になります。

以前私の職場の上司に、何か文章等で表現をするときに、「も」というのが、おまけ的な印象でとらえられる時があったりするので、大切に気持ちを伝えたい言葉に乗せたいという時には、「も」と言う表現の記載は、考えた方がよいと指導を受けたことを思い出し、小川委員がおっしゃった内容は、そうだなと、思いながら伺いました。せっかく書かれた中にその家族に対してという表現もあり、先ほど記載の仕方を見直しをとおっしゃってくださったので、ここが少し変わっていくならば、ありがたいなと思いました。以上です。

〇牧野会長

ありがとうございます。先ほどご指摘があった23ページの、大人がきっちり責任を負うべきではないかということに対して、この「大人に対しても啓発をします」という表現が、少々付け足し的に受けとめられてしまうのではないか、というご指摘で、そこを少し変えられないかということです。

これは今回指針で育成という言葉を取って支援にして、子ども・若者と大人たちが対等に関わるということが大きな方向性として示されましたが、この大人に対してもというところが、大人が特別な存在というような扱いになるのではないかというご指摘だと思いますが、そのあたりで皆様、ご意見いかがでしょうか。

もう少し強い表現をとれば、子ども・若者が問題のある状況に陥らないために、大人に対して、 犯罪や被害をなくすための啓発活動を行っていきますというような形の表現にすることもあり 得ると思いますが、このあたりいかがでしょうか、他の委員の方々はどのようにお考えでしょう か。

青木委員お願いいたします。

〇青木委員

国民全員に対する啓発や、環境整備の促進をするというのは、大人だけではなく、すべてに対 してそういうことを今後やっていくという意思表示をしたので、逆に言えば「大人に対しても」 というのは取ってしまってもよいのではないか、と思います。

〇牧野会長

そうしますとここは、県民に対してということですね、「広く県民に対して」という形でどうでしょうか。

〇青木委員

いいと思います。

〇牧野会長

ありがとうございます。他の委員の方々いかがでしょうか。

同意をしてくださったということでよろしいでしょうか。

では、そのような方向で、事務局の方で少し文言を考えていただくという形でお願いできれば と思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。例えば、パブリックコメントでも、ご意見があったのだろうと思いますけども、情報の問題も含めて、先ほど小川委員からもご指摘がありましたけれど、他の委員の方々いかがでしょうか。

青木委員お願いいたします。

〇青木委員

資料3の、県民意見を整理した資料ですが、最後の8ページ、通番で79、提案者14というところですが、県の考え方の中で、「地域と学校と地域との連携は不可欠なものと考えています」とあり、そこは協働と連携というのも良いと思いますが、最後に「今後も地域と地域等に開かれた学校」とあります。「開かれた学校」というのは、もう古いのではないでしょうか。「地域とともにある学校」というのをきちんと入れないと、教育委員会と一緒の文言にはならないと思います。以上です。

〇牧野会長

ありがとうございます。こちらはいかがでしょうか。

資料3の8ページの、通番79番、提案書14番の方のご意見に対する県の考え方についてです。地域型学校であるということで、今は、開かれたということではなくて地域とともにあるということだと思います。国の政策もコミュニティスクールで、学校で教育課程すべてを完結することはできないということが前提で議論されていますので、そのあたりの県の考え方の提示の仕方ですが、事務局の方から何かありますでしょうか。

〇青少年課長

今、ご意見いただいた部分については、所管局の考え方でもございますので、今のご意見をストレートに教育局の方に伝え、記載を「地域とともにある学校であるべき」というような文言に

変えられるかどうか、調整をして、最終的に公表するものについては調整したいと思います。

〇牧野会長

教育委員会の中でもまだ十分な議論になっていないということでしょうか。こちらは子ども 関係・青少年関係ですが、教育委員会との疎通ができていないのか、県としてまだ見解がはっき りしていないということなのでしょうか。

〇青少年課長

パブリックコメントに寄せられたご意見については、それぞれの所管局で県の考え方について整理して、それを我々の方で取りまとめて、ここに掲載しております。おそらく教育局の中では、この表現については、一度議論をされて、その結果である思いますが、今いただいたご意見を、そこの議論がもしかしたら足りていないのかもしれませんので、再度確認をしておきたいと思います。

〇牧野会長

わかりました。改めてこういう意見があったので、という形で調整をお願いいたします。 他に、いかがでしょうか。部会で議論をしていただいて、さらに、パブコメを通して、そして さらに書面でのご意見をいただいて、最後にこういう形で、事務局の方で取りまとめをしていた だきましたが、私たちの意見それから県民の方々の意見も反映された、良いものになってきたと 思いますが、いかがでしょう。

藤井委員お願いいたします。

〇藤井委員

言葉の表記について、教えていただけたらと思うことがございます。

24ページのシチズンシップ教育の推進というところですが、県下の公立学校では、「シチズンシップ教育」という形で進められているかと思います。それを反映した形での表現となっているかと思うのですが、「シティズンシップ」という表現でも、今日的には流通しているかと思われます。今現在県下で教育の実践が行われている表記を採用されているのかとは思うのですが、何かそれについてどういった経緯があるのかということについて、ちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

〇牧野会長

24ページの、施策の方向4の展開のところのシチズンシップ教育の推進というところで、「教育」がついていることについてということでしょうか。「シチズンシップの推進」というふうにも流通しているのではないかということでしょうか。ここにシチズンシップ教育という「教育」がついてるのはなぜかということでよろしいですか。

〇藤井委員

そういうことも含めています。シ<u>チ</u>ズンシップ教育という形で県下の高校で実践等が進められているかと思いますので、そのことを書いているのであるとは思われるのですが、「シ<u>ティ</u>ズンシップ」という表現で、「市民性」ということでも、今日では使われているかと思うのですが、そのこととの関連性を考えると、このような表記(シ<u>ティ</u>ズンシップではなくてシ<u>チ</u>ズンシップ)で進められていることの理由といいますか、経緯や背景を教えていただけたらというふうに考えます。よろしくお願いします。

〇牧野会長

ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

〇青少年課長

我々も勉強不足で恐縮です。単なるその学校で進めている、シ<u>チ</u>ズンシップ教育とは別に、一般的に「シ<u>ティ</u>ズンシップ」というものを推進するという観点と、県立学校で進めているシチズンシップ教育との関連性というご意見でよろしいでしょうか。

〇藤井委員

そうなります。そのことを踏まえて、表記について、今、シチズンシップ教育という、県下の教育で、まとめられている表現が、ここで採用されているかと思います。一方で、シティズンシップ、という表現を用いて、それに教育というつける表現もあるかと思います。で、今のこのシチズンシップ教育は神奈川県下での教育としては、理解できるのですが、県の指針ですので、それだけを対象とするという理解であれば、そうなると思うのですが、もう少し広い意味での市民性の参加という観点から見ると、表記につきましても、例えば県下で行われている「シチズンシップ教育も含める」とか、何かそういった形で、もう少し広く表現できるような、言葉が流通してございますので、そういったものを取り入れられても、よろしいのではないかと考えた次第です。背景を教えていただきたいというのと、県下ということですので、現在流通しているものを採用していくという、考えなのかなと思って尋ねさせていただきました。

〇青少年課長

理解しました。ここの部分は我々も、それほど深く、少なくとも青少年部局で議論はされていなかったので、教育局とも相談しながら、もう少し広い視点で表現できないのかどうかを含めて議論をし、報告させていただきたいと思います。

〇牧野会長

ありがとうございます。

ここの点は、藤井委員のお考えでは、例えば「シ<u>ティ</u>ズンシップ」なのか、「シ<u>チ</u>ズンシップ」なのか、ここでは神奈川県が採用したような「シ<u>チ</u>ズンシップ教育」なのでしょうけれども、そこを例えば「市民性教育」というような形に変えて、この市民性教育の中には、例えば神奈川県

が推進している「シチズンシップ教育」も含まれるというような表現を入れたらどうかというような理解でよろしいでしょうか。

〇藤井委員

総じて言うと、そのようにできればよろしいのではないかと考えます。

〇牧野会長

ありがとうございます。その点も含めて少し、関係部局と少しご相談いただき、またその結果 をお示しいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〇青少年課長

承知しました。

〇牧野会長

それでは、もしまた後から何かご意見等ありましたら事務局の方にお出しいただくという形で、ここの場ではここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

〇牧野会長

それではこの議題 1 については基本的にここでご了解いただいたということで、進めたいと 思います。よろしくお願いいたします。

次に、ちょっと時間が押してきてしまっていますけども、議題の2の令和4·5年期の協議のテーマについて、事務局よりご報告お願いいたします。

〇企画グループリーダー

(資料5に基づき、説明)

〇牧野会長

ありがとうございます。

令和4・5年期の協議テーマについては、「これからのひきこもり支援について」ということで、サブタイトルといいますか、その内容は「ひきこもり支援におけるリアルとバーチャルの最適な組み合わせによる居場所及び自己肯定感を育む支援のあり方について」ということになっていますが、委員の方々いかがでしょうか。特に部会以外の委員の方々いかがでしょう。

小川委員、いかがでしょうか。何かご意見等ありますでしょうか。

〇小川委員

ひきこもりの問題、随分狭くなるという印象があったのですが、年代も、引き上がって、かなり大きな問題になってきているということは承知しておりますので、このひきこもりの問題プ

ラス、様々な、子ども・若者に起きている課題について、繋がりを持って議論していただければ、 効果的になるのではないかと感じております。ありがとうございます。

〇牧野会長

ありがとうございます。

基本的にこの方向でということだと思いますが、いかがでしょうか。

私も個人的には、コロナの3年間があって、これから「with コロナ」という形で、閉じてきた人々の関係を開いていこうという流れになってきていますが、この間に社会が随分変わってしまったなという印象を持っています。特にオンラインなど様々な繋がり方が出てきた。その一方で、実は昨年からですが、団塊の世代の方々が後期高齢期に入ったのですが、特に今ひきこもりが多いのがこの団塊の世代の子どもたちである団塊ジュニア、いわゆる就職氷河期に当たってしまった方々で、その方々のひきこもりも多くて、それがさらにいわゆる8050問題のような形で問題化してしまっているという現実があります。この世代が、失われた世代と言われたのですが、今度は忘れられた世代になりつつあるような感じもして仕方がないところがあり、それがさらに次の世代のひきこもりへという形で繋がってきているところがあると思います。この意味で、やはりきちんと、この方々への支援について、この協議会が青少年を対象にしていて、さらに若者とは年齢的にがどこまでかという議論にもなりますが、ひきこもりを狭い意味でとらえるのではなく、少し広く社会的な文脈の中に置いた上で、議論ができればと思いますが、委員の方々いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この後の部会の方で事例発表ですとかご意見等あるかと思いますので、そちらでまた ご意見いただければと思います。協議会の方はここまでとさせていただきます。

最後になりますが、事務局の方からお願いいたします。

〇青少年課長

ご熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。次回の協議会ですが、年度変わりまして、5月頃に見込んでおります。また、近くなりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。

それでは恐れ入りますが、この後、企画調整部会の委員の皆様におきましては、若干休憩を挟み、引き続き部会となります。11 時 10 分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。 このまま ZOOMを接続したままにしていただき、企画調整部会といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日、第2回の青少年問題協議会をこれで終了させていただきたいと思います。皆様 ありがとうございました。

以上